

今月の  
テーマ

## 保険種類とそれぞれの活用方法 (死亡編)Part.2



Vol. 177

# 知恵袋

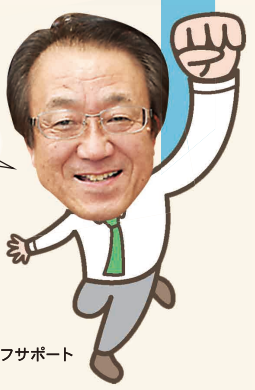
# 生活

生活に  
何かと役立つ  
連載コラム

つぶやきがんちゃん

今月も  
つぶやき  
ます!

つぶやき  
がんちゃん



**齋藤 廣勝**  
(さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート  
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

先月号では生命保険の加入目的を「葬儀費用」に着目し、解説してきた。目的さえ明確になれば話は早い。加入すべき保険種類が見えてくるし、公的社会保障での保障金額を確認し、不足部分がいくらであるかも見えてくるのだ。しかしそれだけではない。保有する資産も関係してくるし、残された家族のその後の収入も関係してくる。生命保険の加入自体が目的であってはならないことは、これまで何度も説明してきたが、そういう理由からだ。無駄な保険料を負担しないためにも避けては通れない問題であるが、その順番をしっかりと考えている方がどれだけいるだろうか…!? あってはならないことだが、目的も定まっていないまま、勧められるがままの契約となり、加入はしたものの目的どころかどんな保障内容になっているのかさえ分かっていない方もいる。一家の大黒柱である夫の保障よりも、専業主婦の奥様の保障の方が大きかったり、独身の方が数千万円もの死亡保障に加入していたりと、問題

となる契約を上げたらキリがないくらいだ。義理・人情や付き合いで加入する方も少なくないし、いったい誰のために加入したのだろうか? と首をかしげることも…。目的が明確に定まっていないまま加入した方は、要チェックだ。

今回は、葬儀費用を目的とする保険は終身保険(一生涯)が原則と説明したが、目的があていない例は、保険期間が10年だったり、70歳までという「定期保険」(期間が定まっている)だったというケースだ。保険に合わせて命の終わりを決めることはできない。生命保険の見直しを考える最も多いきっかけは結婚と出産であるが、その理由は、パパ・ママが自分に万が一のことがあった場合に愛する家族を守るための保険加入だ。この場合でも、公的保険で保障される遺族基礎年金・遺族厚生年金の保障内容は避けて通れない。その上で不足する保障の確保に適した保険を考えてみることとする。

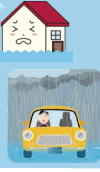
家族への想いと不安要素  
もし自分に万が一のことがあったら“考えれば、真っ先に思い浮かべるのは遺された家族のことだろう。自分が亡くなった後、生活費は大丈夫だろうか。配偶者が専業主婦(主夫)なら働きに出なければいけなくなるが、仕事は見つかるだろうか。子どもに貧しい生活や惨めな思いをさせないだろうか。独り立ちするまでの教育費の負担は大丈夫だろうか。返済中のローンの返済は大丈夫だろうか。などなど、家族への想いは尽きないはずだ。では、そんな万が一の事態に備える生命保険はどう考えれば良いのだろうか。保障の金額は受け取ることだけを考えて多い方がいいに決まっているが、当然に負担する保険料にも影響してしまう。それぞれの世帯における家族構成や経済環境で必要とする保障も、その金額も当然異なってくる。いつも言っていることだが、保険選びをするのではなく、まずは、それぞれの世帯にとって必要な保障とその金額を確認することから始めなければならぬ。今回は、子育て世代にとって考えねばならない「遺された家族の生活費」と「子供がひとり立ちするまでの養育費」を考えてみよう。

**遺された家族の生活費**  
これまでの生命保険は死亡すると〇〇万円というものが主流であった。保険期間を10年間または〇〇歳までという具合に、定額の保障が一定期間続くというも

## 保険と暮らしの相談センター

### “水災への備えは十分ですか?”

昨年の豪雨災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回の水害によって、多くの方が建物や自動車に多大な損害を被りました。今後に備えるためにも、現在ご加入中の損害保険の補償内容チェック・見直しが大切です。弊社では、ご加入中の各種保険の無料診断を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



お気軽にご相談ください。

株式会社  
**total life support トータルライフサポート**

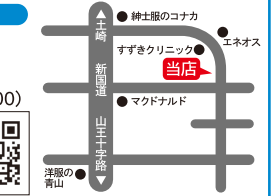
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

- 営業時間 / 9:30~18:00 (土・日・祝日は9:30~17:00)
- 定休日 / 水曜日

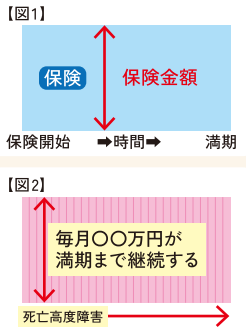
**TEL 018-827-7611** 詳細はホームページでもご覧いただけます。

**FAX 018-827-7610**

**URL http://tls-akita.co.jp**



のが長年続いてきた。(図1)それが悪いというわけではないが、生活費という概念で考えれば、毎月いくらかという考えの方がわかりやすい。生活費を考える上では、サラリーマンの場合、毎月のお給料による収入がベースとなる。一方、支出の場合も公共料金の支払いやローンの返済など、毎月の支払い・返済が基本となる。だとすれば、家族の生活費を考える上では、パパ・ママに万が一のことがあった場合、保険会社から毎月〇〇万円振り込まれるという形が、実に分かりやすい。このような支払われ方をするのが「収入保障保険」という保険商品である。毎月の支払いが任意に定めた間、定額の支払いが続くものだ。(図2)このように、家族に対して毎月〇〇万円の保障が継続するということは、実に分かりやすいし、家計の安定・安心につながる。言い方を変えれば、亡くなったパパ・ママが毎月天国から仕送りをしてくれるようなものだ。



### 保険金支払いの仕組み

先にふれたように、この保険では被保険者の死亡・高度障害の場合に毎月定額の保険金を支払うものだが、受取る期間が何年かによってその総額は異なる。

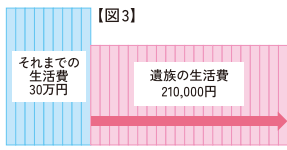
30歳で加入し、65歳までの収入保障保険に加入していた場合、30歳からもうい始めると、総額は10万円×12か月×35年間＝4200万円、40歳からでは10万円×12か月×25年間＝3000万円となる。また、事情によっては、一括して受け取ることも可能だ。

### 遺族の生活費の考え方

保険金の支払われ方が分かったところで、いったい月額の保障はどうやって決めたら良いのだろうか……万が一のこと(死亡)があった場合の遺族の生活費はいくらあったら良いのだろうか？ 仮にパパが亡くなった後の生活費は、それまでの金額より少なく済むのが一般的だ。食費や生活関連費が当然少なくなるからだが、おおよそそれまでの金額の70%くらいと言われている。仮に毎月の生活費が30万円だとすれば30万円×70%＝21万円という計算になり、一応の目安としていただきたい。(図3)但し、ここでは目的を生活費としているため、住宅ローンの返済などが継続する場合などは別に考える必要がある。

### 収入保障の保険金額の設定

生活費の必要額が分かったところで、この保険に加入する際の保障金額は幾らに設定すればいいのだろうか。遺族の生活費をそのまま21万円とすれば良さそうなのだが、ここで決して避けて

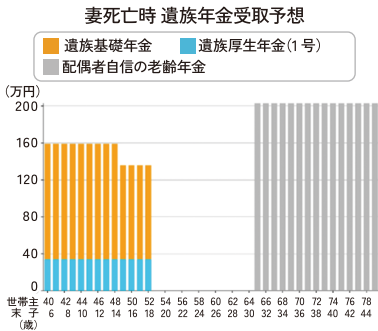
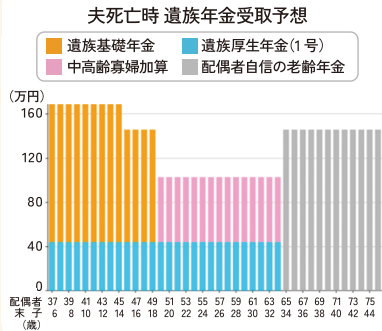


通れない「公的保障」がある。加入する年金制度によっても異なるが、サラリーマンであれば、ほとんどの場合「遺族基礎年金」+「遺族厚生年金」があり、決して無視できない。ましてや、生命保険への加入を検討する上ではなおさらだ。

### 遺族年金の試算は必須

先に述べたように、加入する年金の種類によっても遺族年金の金額は異なるものの、次の前提条件を元に試算をしてみた。次の図を参考にしていきたい。

〔前提条件〕夫40歳年収480万円(厚生年金に加入中)、妻37歳年収240万円(厚生年金に加入中)、長男10歳、長女6歳



夫の死亡時の年金受給額の月額換算は子の年齢が2人とも18歳未満では、約14・1万円(月換算第1子の年齢が18歳に到達時には、約12・2万円(月換算)子の年齢が2人とも18歳以上では、約8・6万円(月換算)。このように、遺族年金は決して捨てたものではない。これを前提とし、収入保障保険の保険金額を設定するわけだが、もう1つ忘れてならないのは、配偶者の収入だ。遺族年金+配偶者の収入が遺族の収入であり、これで足りない部分を収入保障保険で確保するというのが基本的な考えなのである。過大な保険料を負担しないためにも、こはしっかりと押さえておきたいものだ……。そして、愛する家族を守るための保険としての「収入保障保険」は分かりやすいし、保険料も比較的安く済むだけに生命保険の見直し時には是非とも検討いただきたい。そして、生命保険会社によって保険料の違いも是非チェックしたいところだ。一方、妻の死亡時にあける遺族年金はというと、大きな違いがある。夫の死亡時には子の年齢が2人とも18歳以上になっても保障は続くが、妻の死亡にはその保障がない。場合によっては妻の保障金額を多くする必要もあるかもしれない。兎にも角にも遺族年金を知ることから始めよう。

### 来月号は

引き続き方が一に備える養育費を考えてみよう。